

静岡県誕生 150 周年冠使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県誕生 150 周年や本県の魅力を県内外に発信するため、静岡県誕生 150 周年の冠（以下「冠」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(冠の種類)

第2条 使用する冠は、次のとおりとする。

- (1) 静岡県誕生 150 周年
- (2) 静岡県誕生 150 周年記念
- (3) 静岡県誕生 150 周年記念事業

(使用の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、冠は使用できないものとする。

- (1) 県及び静岡県誕生 150 周年冠事業の品位を損ない、又は信用を失墜するおそれがあるとき
- (2) 営利団体等が自己の利益を主たる目的として使用するとき
- (3) 県又は冠のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
- (4) 法令、公序良俗に反すると認められるとき
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
- (6) 第三者の利益を害すると認められるとき
- (7) 冠の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (8) その他知事が冠の使用について不適当と認めるとき

(使用の特例)

第4条 前条第2号に該当する場合であっても、冠の使用により観光振興、県産品の販売促進その他本県の施策の推進に寄与すると認められるときは、前条の規定に関わらず、冠を使用できるものとする。

(使用の届出)

第5条 冠を使用しようとする者は、あらかじめふじのくに電子申請サービスにより届け出ることで使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県が使用するときは、プリザンターにより入力することで使用できるものとする。

(使用の条件)

第6条 知事は、第3条又は第4条の規定により使用させるときは、冠の使用方法その他について、条件を付することができます。

(遵守事項)

第7条 第3条又は第4条の規定により使用する者（以下「使用者」という。）は、各種の法令を遵守しなければならない。

(使用期間)

第8条 冠の使用期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の使用期間満了後において、引き続き使用するときは、改めてふじのくに電子申請サービスにより届け出なければならない。

3 冠の使用期間は、イベント等での使用のために必要な最小限の日数とする。

(使用料)

第9条 冠の使用料については、無料とする。

(届出内容の変更)

第10条 使用者が、届け出た内容について変更しようとするときは、あらかじめふじのくに電子申請サービスにより届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(使用の取消し)

第11条 知事は、冠の使用がこの規程又は届出の内容に違反していると認められるときは、その使用を取り消すことができる。

2 知事は、届出を受けた者が次の各号に該当することが判明したときは、その使用を取り消すものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(事故、苦情等の処理)

第12条 冠の使用に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(賠償責任等)

第13条 県は、冠の使用を届け出たことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、冠の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、冠の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反した使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(経費の負担)

第14条 県は、使用届出、変更届出、冠使用に係る経費を負担しない。

(情報の公開)

第15条 知事は、冠の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用届出の状況及び使用取消しの状況について情報を公開することができる。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。